

令和8年度思春期保健保護者向け公開講座企画運営業務に係るプロポーザル応募要項

1 趣旨

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「思春期保健保護者向け公開講座企画運営業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和8年度思春期保健保護者向け公開講座企画運営業務
- (2) 業務の目的 別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務の内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の日から令和9年3月31日まで

3 予算限度額

金950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) この手続の開始の日から令和8年6月12日（金）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 参加表明書の提出

参加を希望する者は、「参加表明書（別紙1）」を記入の上、令和8年6月1日（月）午後5時まで（必着）に、項番11に記載のメールアドレスあて提出すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送すること。
- ・持参による提出の場合、土・日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時とする。
- ・企画提案書を提出する場合は、必ず、参加表明書を項番5の期限までに提出すること。

(2) 提出先 項番11のとおり

(3) 提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。

- ・表紙・目次を除いて20ページ以内とすること。
- ・一部A3版で作成する場合は、A3版1ページをA4版2ページとして換算すること。
- ・製本やホチキス留めはせず、ダブルクリップ等で留めること。
- ・企画提案書への記載順序は、おおむね以下（5）アからカの順とすること。

イ 提案見積書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・「一式」とした記述は避け、算出根基・内訳が分かるよう作成すること。
- ・見積書には税抜・税込を明記し、税込の見積総額が項番3に記載した金額を超えないこと。

ウ 会社概要

- ・応募者の所在地、資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるものを、7部提出すること。（パンフレット等既存のものを想定）
- ※企画提案書のページ数制限には含めないこと。

（5）企画提案書の構成及び記載内容

企画提案書の項目、順番及び記載内容は以下のとおりとする。

ア 表紙

- ・「思春期保健保護者向け公開講座企画運営業務委託企画提案書」と記し、企業名を明記すること。

イ 企画提案概要

- ・企画の概要、業務実施における基本的な考え方を記載すること。

ウ 業務内容

- ・仕様書で示した「目的」に対し、的確に対応した企画を提案すること。
- ・配信に使用するツール及び最大参加可能人数を記載すること。
- ・講座については、講座タイトルと内容、開催日程（時間配分等を含む）、対象とする保護者の子どもの学年・性別等を分かりやすく記載し、また、その方法が適切である理由を記載すること。
- ・講師の提案及びその理由を具体的に記載すること。

エ 実施管理体制

オ 実施スケジュール

カ 業務実績

7 要項に関する質問

この要項に関する質問等がある場合は「質問書（別紙2）」に記入の上、令和8年6月5日（金）午後5時（必着）までに、項番11に記載のメールアドレスあて提出すること。回答は個別の質問の場合を除き、参加を表明した者全員に対して行う。

また、当該回答文書は、この要項を追加又は修正したものとして扱う。

8 審査

（1）審査方法

- ・審査は企画提案書の内容を基に、審査基準に従い、別途設置する審査委員会において行う。
- ・審査委員は、審査基準に従い書類審査と採点を行い、各審査委員の採点の合計点が最も高かったものを最優秀提案者として決定する。
- ・なお、見積金額が予算限度額を超える場合、審査は行わない。
- ・企画提案書の提出者が1者の場合であっても審査は行うものとする。

(2) 審査基準

総評価点を100点とし、評価項目及び配点は以下のとおりとする。

ただし、60点以上であっても、3人以上の審査委員が「やや劣っている」以下に評価した項目がある場合、審査委員会において協議の上、計画の再検討を指示又は不採用とする場合がある。

ア 基本的な事項 (20点)

- ・業務の趣旨、目的を正しく理解した内容となっているか。(10点)
- ・目的達成のために具体的な実施計画の提示がされているか。(10点)

イ 企画内容に関する事項 (55点)

○対象が参加しやすい開催方法 (10点)

- ・オンライン配信は申込者全員が受講できる仕様となっており、オンデマンド配信の実施期間は対象に配慮した十分な配信期間となっているか。

○効果的な講座の設定 (45点)

- ・講座のタイトル及び内容は、対象の興味を惹きつける魅力的な内容となっているか。(20点)
- ・対象とする保護者の子どもの学年・性別等の偏りがなく構成で複数回実施され、効果的かつ工夫された内容となっているか。(15点)
- ・講座の内容に精通した講師が選定されているか。(10点)

ウ 業務遂行能力に関する事項 (20点)

- ・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。(5点)
- ・個人情報を適切に管理できる体制となっているか。(5点)
- ・委託業務完了まで、無理のないスケジュールとなっているか。(5点)
- ・本事業を的確に遂行するに相当する事業実績、必要な知見、ノウハウを有しているか。(5点)

エ 見積に関する事項 (5点)

- ・所要経費の算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、審査終了後に、企画提案書を提出した者全員に通知する。
- ・審査結果の通知は、令和8年9月中旬頃とする。

9 契約の締結

- ・ 県は、最優秀提案者と業務履行に必要な具体的な協議を行うものとする。
- ・ 協議が整った場合は、最優秀提案者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。
- ・ なお、協議が不調なときは、評価値が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

10 その他

(1) 企画提案書作成費用

- ・ 作成に要するすべての費用は参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。提出後の差し替え、変更、訂正は認めない。

(3) 失格行為について

- ・ 提案者に以下の行為があった場合は失格とし、審査対象から除外する。

①企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

②その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 業務内容の修正等について

- ・ 採択された企画提案の内容を基本とするが、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。

11 問い合わせ先・提出先

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課 保育・母子保健班 担当 安部

所在地：〒753-8501 山口市滝町1番1号（県庁本館棟5階）

電話番号：083-933-2947

F A X：083-933-2759

電子メール：a13300@pref.yamaguchi.lg.jp